

表題：「東京都における実効性ある温暖化対策について（中間のまとめ）」に関する意見

宛先：東京都環境局都市地球環境部計画調整課（東京都環境審議会事務局）

氏名：特定非営利活動法人 地球環境と大気汚染を考える全国市民会議(CASA)

所属（勤務先等）：

住所：〒540-0026 大阪市中央区内本町 2-1-19 内本町松屋ビル 10-470 号室

電話番号：06-6910-6301

FAX 番号：06-6910-6302

電子メールアドレス：office@casa.bnet.jp

ご意見：

< 該当箇所 > 10 ページ 制度の対象

< 意見内容 >

政策手法は、事業所ごとの結果を公表せず、企業の取組を受けて個別指導するよりも、予め規制値を定め、また結果を事業所毎に全て公表する方が透明性が高く実効性もあがる。この際、削減目標が低いと 9 ページにあるように削減余地がまだかなりあっても、その基準を満足するだけの低いレベルに留めてしまうことが懸念されるため、厳しい目標にすることが必要である。その際、既に商業利用可能な最良の技術を導入し尽くした事業者には、そのことを証明することを条件に目標設定に配慮することとすべきである。

第 1 種および第 2 種エネルギー管理指定工場に加えて一定量以上の CO₂ を排出する大規模事業所を対象とするのはよいが、長期的に見ると大規模工場だけを対象にするのは、工場の小規模分散化を促す効果が働くので、漸次、規制対象を中小の工場にも拡大し、可能な限り漏れがなくなるようにすべきである。

< 該当箇所 > 10 ページ 総量削減率

< 意見内容 >

「6%削減」目標を達成するために、総量削減を評価基準とすることは賛同できる。ただし、この「対策指針」では、どの程度削減すべきかが不明確であることから、省エネ法の毎年 1% 省エネ効率改善のような数値目標を例示すべきである。

< 該当箇所 > 11 ページ 取り組み結果の評価・公表

< 意見内容 >

目標に達していない事業者については、指導、改善勧告、公表という手続きの後に、営業停止などの拘束力の強い措置、都との取引の原則停止や入札対象からの排除などの附随する措置を設けるべきである。

< 該当箇所 > 11 ページ 取組状況の公表

< 意見内容 >

事業者の取組の公表は事業者任せにせず、都が決めたフォーマットに従い都が公表すべきである。また、事業者全体の取組のまとめについては、報告書は「対象事業者全体」の取組状況を公表するとしているが、これでは、全体の数字に丸め込まれるため、各業界や企業の取組みが全く見えず、客観的な評価ができない。そこで、「産業連関表で区分されている業種毎に取組状況を公表すべきである」と書き換えるべきである。

< 該当箇所 > 13 ページ 対象規模以下の事業者の取り組みの促進

< 意見内容 >

ガイドラインの提示だけでなく、削減対策計画書を提出した事業者に対して、政策的支援制度を優先的に利用できるように制度設計すべき。

< 該当箇所 > 15 ページ より効果的な公表のしくみの充実

< 意見内容 >

99年省エネ基準が導入されているにも関わらず、規制でないために守られていない。都内の新築建築物ではこの基準が確実に守られるよう、基準の適否を広告に明示し、ラベルにすることなどを通じて購入や賃貸借を検討する者に確実に伝えるしくみとすべきである。また、都は基準に適合しない建築物を新規に建築した事業者と対象建築物を公表すべきである。

建築物についても工場と同様に、10,000 m²以下の小規模のものも段階的に対象となるように制度設計を行う必要がある。

小規模の新築建築物についても消費者に情報が行き渡るように建築業者にラベル等による情報公開を義務づけるべきである。省エネ法で報告が必要となっている規模要件は2,000 m²以上であるので、少なくとも2,000 m²以上は対象とすべき。

< 該当箇所 > 16 ページ ラベリング制度の表示方法

< 意見内容 >

家電製品本体に貼るべきとの報告案に賛成する。本体に貼ること、ラベルが目立つよう、例えば商品価格よりも大きくするなど義務化すべきである。

< 該当箇所 > 16 ページ ラベリング制度の対象品目

< 意見内容 >

家電製品だけでなく、家電製品と代替関係にあるすべてのエネルギー消費機器（ガス・軽油など）についてラベリングを行うべきである。

また、省エネ規制になっているものと適用除外になっているが使い方が同じ物との同一基準ラベルを貼るべきである。本文にあるテレビについては、単に検討ではなく、規制対象外のプラズマテレビ、液晶テレビ、今後普及するデジタルテレビについて、ブラウン管テレビと同じ測定方法で一律に比較したラベルをはるべきである。

以上